

年金は世代と世代の支え合い ～国民年金に加入しましょう～

☎健康増進課(市役所1階7番窓口) ☎32-2072

公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、年老いた時やいざという時に給付を受けることができる仕組みです。

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人が加入することで、社会全体で支え合い、生涯を通じた保障を実現する制度です。みなさん、国民年金に加入して備えましょう。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

■支給される年金の種類 (年金の受給には納付要件や支給要件があります)

老齢基礎年金…保険料を納めた期間と免除された期間が300月以上ある人に、65歳から支給されます

障害基礎年金…年金加入者が病気やけがで一定障害の状態になった時、支給されます

遺族基礎年金…年金加入者が亡くなった時「18歳到達年度の末日までの間にある子(障害者は20歳)がいる配偶者」や「子」に支給されます

20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金の加入期間は原則20歳以上60歳未満です。保険料の納付方法は、就業形態などによって異なります。

種別	加入者	保険料の納付方法
第1号被保険者	自営業、農業・漁業、学生、無職の人など	加入者が直接納付する 保険料(月額) = 16,260円 ※保険料免除・猶予制度あり
第2号被保険者	会社員、公務員など	加入者の給料から天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者が加入する年金制度が負担

注意

退職した時や、配偶者の扶養でなくなった時は、第1号被保険者になる届け出が必要です

お忘れなく 臨時福祉給付金と障害・遺族年金受給者向け給付金

☎臨時福祉給付金対策室(市役所2階) ☎32-7004

平成28年度臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金の申請期限は、

平成28年12月1日(木)です。

給付金の申請を忘れないようにお願いします



申請上の注意

■2つの給付金は、市民税が課税されている人や、市民税が課税されている人の扶養親族は、対象となりません

■支給後、課税所得が変更になり、支給対象から外れると、返金していただく場合があります

■申請期限を過ぎると、支給要件を満たしても申請できません

※詳しくは、お問い合わせください

特定健康診査に関する「検査結果の提供」にご協力ください

☎健康増進課(市役所1階9番窓口) ☎32-2071

市では、特定健康診査を受診せず、生活習慣病などの治療のため病院で血液検査などを受けている人に、検査結果の提供を呼び掛けています。ご協力をお願いします。

対象者

40歳～74歳までの津山市国民健康保険の加入者で、治療のために血液検査などを受けていて、特定健康診査を受診していない人

提供方法

市から郵送された「特定健康診査受診券」または保険証を、通院中の病院やかかりつけ医に提出し、血液検査などの結果を市に提供することを申し出る

※本人の費用負担はありません

※詳しくは、お問い合わせください



特定健康診査PRキャラクターハレルン

～健康チェックしませんか～ 集団健(検)診を受けましょう

☎健康増進課(津山すこやか・こどもセンター内) ☎32-2069

市では、糖尿病やがんなどの生活習慣病を早めに発見して、重症化を防ぐことを目的に、集団健(検)診を実施しています。自分の健康状態を確認するため、年に1度は健(検)診を受けましょう。

12月1日(木)には、仕事や家庭の都合で日中に受診できない人のために、午後5時～7時の受診時間を設けています。受診を希望する人は、早めに申し込みください。

年齢：平成29年3月31日現在

健(検)診名	対象	料金		とき	
		69歳以下	70歳以上	12月1日(木)	12月2日(金)・3日(土)
特定健(検)診	40歳～74歳の津山市国民健康保険加入者	500円		8:00～10:00 13:00～14:00 17:00～19:00	8:00～10:00
高齢者健(検)診	後期高齢者医療制度の加入者		500円		
結核・肺がん検診	結核検診=65歳以上の人 肺がん検診=40歳以上の人	400円	200円		
大腸がん検診	40歳以上の人	500円	300円		
前立腺がん検診	50歳～69歳の男性	500円		8:00～10:00	
胃がん検診	40歳以上の人	1,300円	500円		
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,300円	500円	13:00～14:00 17:00～19:00	13:00～14:00
乳がん検診	視触診	400円	200円		
	視触診・マンモグラフィ併用	40歳～69歳の女性	1,700円		

ところ 津山すこやか・こどもセンター

申込方法 健康増進課に電話または直接申し込み

※定員になり次第、締め切りますので、早めに申し込みください

※午後の集団健(検)診では、託児サービスも行っています

※受診券の再発行や、市県民税非課税世帯の人へのがん検診などの無料券の発行制度があります。詳しくはお問い合わせください



骨髄・末梢血幹細胞の提供者(ドナー)とドナーを雇用している事業所に助成金を交付します

☎健康増進課 ☎32-2069

市では、休業して骨髄・末梢血幹細胞を提供する人(ドナー)と、ドナーを雇用している事業所の負担を軽減し、骨髄移植などの推進やドナー登録の推進を図るため、助成金を交付します。

骨髄・末梢血幹細胞を提供する人(ドナー)

対象 市内に住所を有し、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した人

助成額 通院は1日につき5,000円、入院は1日につき20,000円を助成(ただし、1回の提供につき105,000円を限度)

ドナーを雇用している事業所

対象 当該ドナーを雇用している事業所(国や地方公共団体、独立行政法人の事業所を除く)

助成額 当該ドナーが骨髄・末梢血幹細胞の提供を行うために休業する日数1日につき10,000円を助成(ただし、1回の提供につき90,000円を限度)

申請期限 骨髄・末梢血幹細胞の提供が完了した日から90日以内

※平成28年4月1日以降にすでに骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了している場合は、提供が完了した日から90日以上経過していてもさかのぼって適用できる特例があります

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください